

公示

独立行政法人国際協力機構契約事務取扱細則（平成15年細則(調)第8号）に基づき下記のとおり公示します。

2025年9月3日

独立行政法人国際協力機構
契約担当役 理事

記

1. 公示件名：エチオピア国カイゼン広域普及
2. 競争に付する事項：企画競争説明書第1章1. のとおり
3. 競争参加資格：企画競争説明書第1章3. のとおり
4. 契約条項：
「事業実施・支援業務用」契約約款及び契約書様式を参照
5. プロポーザル及び見積書の提出：
企画競争説明書第1章2. 及び6. のとおり
6. その他：企画競争説明書のとおり

企画競争説明書

業務名称：エチオピア国カイゼン広域普及

調達管理番号：25a00341

【内容構成】

第1章 企画競争の手続き

第2章 特記仕様書案

第3章 プロポーザル作成に係る留意事項

本説明書は、「独立行政法人国際協力機構（以下「JICA」という。）」が民間コンサルタント等に実施を委託しようとする業務について、当該業務の内容及び委託先を選定する方法（企画競争）について説明したものです。

企画競争とは、競争参加者が提出するプロポーザルに基づき、その企画、技術の提案、競争参加者の能力等を総合的に評価することにより、JICAにとって最も有利な契約相手方を選定する方法です。競争参加者には、この説明書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル及び見積書の提出を求めます。

なお、本説明書の第2章「特記仕様書案」、第3章2.「業務実施上の条件」は、プロポーザルを作成するにあたっての基本的な内容を示したものですので、競争参加者がその一部を補足、改善又は修補し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。プロポーザルの提案内容については、最終的に契約交渉権者を行う契約交渉において、協議するものとし、最終的に契約書の付属として合意される「特記仕様書」を作成するものとします。

2024年10月版となりますので、変更点にご注意ください。

2025年9月3日

独立行政法人国際協力機構

国際協力調達部

第1章 企画競争の手続き

1. 競争に付する事項

- (1) 業務名称：エチオピア国カイゼン広域普及
- (2) 業務内容：「第2章 特記仕様書案」のとおり
- (3) 適用される契約約款：
 - (○) 「事業実施・支援業務用」契約約款を適用します。これに伴い、契約で規定される業務（役務）が国外で提供される契約、すなわち国外取引として整理し、消費税不課税取引としますので、最終見積書においても、消費税は加算せずに積算してください。（全費目不課税）

- (4) 契約履行期間（予定）：2025年11月 ～ 2027年10月

先方政府側の都合等により、本企画競争説明書に記載の現地業務時期、契約履行期間、業務内容が変更となる場合も考えられます。これらにつきましては契約交渉時に協議のうえ決定します。

(5) 前金払の制限

本契約については、契約履行期間が12ヶ月を超えますので、前金払の上限額を制限します。

具体的には、前金払については1年毎に分割して請求を認めることとし、それぞれの上限を以下のとおりとする予定です。なお、これは、上記(4)の契約履行期間を想定したものであり、契約履行期間が異なる場合等の限度額等につきましては、契約交渉の場で確認させていただきます。

- 1) 第1回（契約締結後）：契約金額の21%を限度とする。
- 2) 第2回（契約締結後13ヶ月以降）：契約金額の19%を限度とする。

(6) 部分払の設定¹

本契約については、1会計年度に1回部分払いを設定します。具体的な部分払の時期は契約交渉時に確認しますが、以下を想定します。

- 1) 2025年度（2026年2月頃）
- 2) 2026年度（2027年2月頃）

¹ 各年度の進捗に伴う経費計上処理のため、実施済事業分に相当した支払を年度ごとに行う必要があります。

2. 担当部署・日程等

(1) 選定手続き窓口

国際協力調達部 契約推進第一課/第二課

電子メール宛先 : outm1@jica. go. jp

(2) 事業実施担当部

経済開発民間セクター開発グループ第二チーム

(3) 日程

本案件の日程は以下の通りです。

No.	項目	日程
1	資料ダウンロード期限	2025年 9月 9日 まで
2	企画競争説明書に対する質問	2025年 9月 9日 12時まで
3	質問への回答	2025年 9月 12日まで
4	本見積書及び別見積書、プロポーザル等の提出期限	2025年 9月 19日 12時まで
5	プレゼンテーション	行いません。
6	評価結果の通知日	2025年 10月 1日まで
7	技術評価説明の申込日（順位が第1位の者を除く）	評価結果の通知メールの送付日の翌日から起算して7営業日まで (申込先 : https://forms.office.com/r/6MTyT96ZHM) ※2023年7月公示から変更となりました。

3. 競争参加資格

(1) 各種資格の確認

以下については「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」最新版を参照してください。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>)

- 1) 消極的資格制限
- 2) 積極的資格要件
- 3) 競争参加資格要件の確認

(2) 利益相反の排除

特定の排除者はありません。

(3) 共同企業体の結成の可否

共同企業体の結成を認めます。ただし、業務主任者は、共同企業体の代表者の者とします。

なお、共同企業体の構成員（代表者を除く。）については、上記（1）の2）に規定する競争参加資格要件のうち、1）全省庁統一資格、及び2）日本登記法人は求めません（契約交渉に際して、法人登記等を確認することがあります）。

共同企業体を結成する場合は、共同企業体結成届（様式はありません。）を作成し、プロポーザルに添付してください。結成届には、代表者及び構成員の全ての社の代表者印又は社印は省略可とします。また、共同企業体構成員との再委託契約は認めません。

4. 資料の配付

資料の配付について希望される方は、下記 JICA ウェブサイト「コンサルタント等契約の応募者向け 国際キャリア総合情報サイト PARTNER 操作マニュアル」に示される手順に則り各自ダウンロードしてください。

https://partner.jica.go.jp/Contents/pdf/JICAPARTNER_%E6%93%8D%E4%BD%9C%E3%83%9E%E3%83%8B%E3%83%A5%E3%82%A2%E3%83%AB_%E6%A5%AD%E5%8B%99%E5%AE%9F%E6%96%BD%E5%A5%91%E7%B4%84.pdf

提供資料：

- ・「第3章 プロポーザル作成に係る留意事項」に記載の配付資料

5. 企画競争説明書に対する質問

(1) 質問提出期限

1) 提出期限：上記2. (3) 参照

2) 提出先：<https://forms.office.com/r/QvmADYX8Ry>

注1) 公正性・公平性確保の観点から、電話及び口頭でのご質問は、お断りしています。

(2) 質問への回答

上記2. (3) 日程の期日までに以下の JICA ウェブサイト上に掲示します。

(URL: <https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>)

6. プロポーザル等の提出

(1) 提出期限：上記2. (3) 参照

(2) 提出方法

国際キャリア総合情報サイトPARTNERを通じて行います。

(<https://partner.jica.go.jp/>)

具体的な提出方法は、JICAウェブサイト「コンサルタント等契約の応募者向け 国際キャリア総合情報サイト PARTNER操作マニュアル」をご参照ください。

(https://partner.jica.go.jp/Contents/pdf/JICAPARTNER_%E6%93%8D%E4%BD%9C%E3%83%9E%E3%83%8B%E3%83%A5%E3%82%A2%E3%83%AB_%E6%A5%AD%E5%8B%99%E5%AE%9F%E6%96%BD%E5%A5%91%E7%B4%84.pdf)

1) プロポーザル・見積書

- ① 電子データ (PDF) での提出とします。
- ② プロポーザルはパスワードを付けずに格納ください。
本見積書と別見積書はPDFにパスワードを設定し格納ください。ファイル名は「25a00123_〇〇株式会社_見積書 (または別見積書)」としてください。
- ③ 評価点の差が僅少で価格点を計算する場合、もしくは評価結果順位が第一位になる見込みの場合のみ、パスワード送付を依頼します。パスワードは別途メールでe-koji@jica.go.jpへ送付ください。なお、パスワードは、JICA国際協力調達部からの連絡を受けてから送付願います。
- ④ 別見積については、「第3章4. (2) 別見積について」のうち、1) の経費と2)～3) の上限額や定額を超える別見積りが区別できるようにしてください (ファイルを分ける、もしくは、同じファイルでも区別がつくようにしていただくようお願いいたします)。
- ⑤ 別提案書 (第3章4. (1) に示す上限額を超える提案) がある場合、PDFにパスワードを設定し格納ください。なお、パスワードは、JICA国際協力調達部からの連絡を受けてからメールでe-koji@jica.go.jpへ送付願います。

(3) 提出先

国際キャリア総合情報サイトPARTNER (<https://partner.jica.go.jp/>)

(ただし、パスワードを除く)

(4) 提出書類

- 1) プロポーザル・見積書
- 2) 別提案書 (第3章4. (1) に示す上限額を超える提案がある場合)

7. 契約交渉権者決定の方法

提出されたプロポーザルは、別紙の「プロポーザル評価配点表」に示す評価項目及びその配点に基づき評価 (技術評価) を行います。評価の具体的な基準や評価に当たっての視点については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」より以下を参照してください。

- ① 別添資料1「プロポーザル評価の基準」

② 別添資料2「コンサルタント等契約におけるプロポーザル評価の視点」

③ 別添資料3「業務管理グループ制度と若手育成加点」

技術評価点が基準点（100点満点中60点）を下回る場合には不合格となります。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>)

また、第3章4.（1）に示す上限額を超える提案については、プロポーザルには含めず（プロポーザルに記載されている提案は上限額内とみなします）、別提案・別見積としてプロポーザル提出日に併せて提出してください。この別提案・別見積は評価に含めません。契約交渉順位1位になった場合に、契約交渉時に別提案・別見積を開封し、契約交渉にて契約に含めるか否かを協議します。

（1）評価配点表以外の加点について

評価で60点以上の評価を得たプロポーザルを対象に、以下の2点について、加点・斟酌されます。

1) 業務管理グループ制度及び若手育成加点

本案件においては、業務管理グループ（副業務主任者1名の配置）としてシニア（46歳以上）と若手（35～45歳）が組んで応募する場合（どちらが業務主任者でも可）、一律2点の加点（若手育成加点）を行います。

2) 価格点

各プロポーザル提出者の評価点（若手育成加点有の場合は加点後の評価点）について第1位と第2位以下との差が僅少である場合に限り、提出された見積価格を加味して契約交渉権者を決定します。

8. 評価結果の通知と公表

評価結果（順位）及び契約交渉権者を上記2.（3）日程の期日までにプロポーザルに記載されている電子メールアドレス宛にて各競争参加者に通知します。

9. フィードバックのお願いについて

JICAでは、公示内容の更なる質の向上を目的として、競争参加いただいたコンサルタントの皆様からフィードバックをいただきたいと考えています。つきましては、お手数ですが、ご意見、コメント等をいただけますと幸いです。具体的には、選定結果通知時に、入力用Formsをご連絡させていただきますので、そちらへの入力をお願いします。

第2章 特記仕様書案

本特記仕様書（案）に記述されている「脚注」及び本項の「【1】本業務に係るプロポーザル作成上の留意点」については、競争参加者がプロポーザルを作成する際に提案いただきたい箇所や参考情報を注意書きしたものであり、契約に当たって、契約書附属書Ⅱとして添付される特記仕様書からは削除されます。

また、契約締結に際しては、契約交渉相手方のプロポーザルの内容を適切に反映するため、契約交渉に基づき、必要な修正等が施された上で、最終的な「特記仕様書」となります。

【1】 本業務に係るプロポーザル作成上の留意点

不明・不明瞭な事項はプロポーザル提出期限日までの質問・回答にて明確にします。

プロポーザルに一般的に記載されるべき事項、実施上の条件は「第3章 プロポーザル作成に係る留意事項」を参照してください。

1. 企画・提案を求める水準

- 応募者は、本特記仕様書（案）に基づき、発注者が相手国実施機関と討議議事録（以下、「R/D」）で設定したプロジェクトの目標、成果、主な活動に対して、効果的かつ効率的な実施方法及び作業工程を考案し、プロポーザルにて提案してください。

2. プロポーザルで特に具体的な提案を求める内容

- ▶ 本業務において、特に以下の事項について、コンサルタントの知見と経験に基づき、第3章1.（2）「2）業務実施の方法」にて指定した記載分量の範囲で、次のリストの項目について、具体的な提案を行ってください。詳細については本特記仕様書（案）を参照してください。

No.	提案を求める事項	特記仕様書（案）での該当条項
1	TICAD産業人材育成センターの活用拡大を含む、カイゼン・エクセレンス・センター（KEC）の自律的な運営を実現することを目的としたビジネスプランの作成方法とその考え方について（センターの稼働率の設定方法や目標値設定の考え方等）	第4条2.（1）①
2	ニーズ国の現地調査について、調査対象調査方法、調査行程等の調査実施方法につ	第4条2.（1）③

	いて	
--	----	--

3. その他の留意点

- プロポーザルにおいては、本特記仕様書（案）の記載内容と異なる内容の提案も認めます。プロポーザルにおいて代替案として提案することを明記し、併せてその優位性／メリットについての説明を必ず記述してください。
- 現地リソースの活用が現地業務の効率的、合理的な実施に資すると判断される場合には、業務従事者との役割分担を踏まえた必要性和配置計画を含む業務計画を、プロポーザルにて記載して下さい。現行のコンサルタント等契約制度において、現地リソースの活用としては以下の方法が採用可能です。
 - ① 特殊傭人費（一般業務費）での備上。
 - ② 直接人件費を用いた、業務従事者としての配置（個人。法人に所属する個人も含む）（第3章「2. 業務実施上の条件」参照）。
 - ③ 共同企業体構成員としての構成（法人）（第1章「3. 競争参加資格」参照）。
- 現地再委託することにより業務の効率、精度、質等が向上すると考えられる場合、当該業務について経験・知見を豊富に有する機関・コンサルタント・NGOに再委託して実施することを認める場合があります。本特記仕様書（案）記載の項目・規模を超えて現地再委託にて実施することが望ましいと考える業務がある場合、理由を付してプロポーザルにて提案してください。

プロポーザル作成にあたっては、本特記仕様書（案）に加えて、関連資料を参照してください。

【2】特記仕様書（案）

（契約交渉相手方のプロポーザル内容を踏まえて、契約交渉に基づき、最終的な「特記仕様書」を作成します。）

第1条 業務の目的

「第2条 業務の背景」に記載する技術協力事業について、「第3条 実施方針及び留意事項」を踏まえ、「第4条 業務の内容」に記載される活動の実施により、相手国政府関係機関等と協働して、期待される成果の発現に資することを目的とする。

第2条 業務の背景

別紙「案件概要表」のとおり。

別紙「案件概要表」と本紙「【2】特記仕様書（案）」の記載間の齟齬がある場合は、本紙「【2】特記仕様書（案）」の記載が優先される。

第3条 実施方針及び留意事項

1. 共通留意事項

別紙2「共通留意事項」のとおり。

2. 本業務に係る実施方針及び留意事項

(1) 本案件の実施体制及び業務分担

本案件では、以下の長期派遣専門家1名とともに業務を実施する（別添参照）。

「長期派遣専門家「カイゼン広域普及（民間セクター開発）」

- ・ 業務内容：センター運営改善補助、国内・海外向け研修支援、調整業務
- ・ 派遣予定期間：2025年9月～2027年9月
- ・ 本業務の業務内容：カイゼン普及の中核拠点（Center of Excellence。以下「CoE」）戦略策定、TICAD産業人材育成センターのビジネスプラン（経営戦略）策定、研修センター運営能力強化、周辺国へのカイゼン・アプローチ普及の各分野への支援

長期派遣専門家と本業務による専門家の業務内容は以下のとおり。

	本業務	長期派遣専門家
成果1 COE戦略策定支援 ビジネスプラン策定支援 センター運営強化支援	◎	・ 本業務の専門家を支援 ・ 立案された計画の実施支援
成果2 国内へのカイゼン・アプローチ普及支援 ・ 研修計画策定と実施支援 ・ 他の研修機関・援助機関との連携	必要に応じて協力	◎
成果3 周辺国へのカイゼン・アプローチ普及支援 ・ 周辺国を対象としたニーズ調査 ・ 対象国との実施体制づくり	◎	・ 本業務の専門家を支援 ・ 実施体制構築、

・ 研修・セミナーの実施		研修・セミナー の実施支援
--------------	--	------------------

(2) 有償化及び自律的なセンター運営に向けた支援

本案件では、カイゼン・エクセレンス・センター（Kaizen Excellence Center: KEC）が、国内外のカイゼン実施機関や民間企業等を対象とした研修及びコンサルティングの提供、カフェテリアや宿泊施設を含めた施設サービスの提供を通じてサービス料を徴収し、自律的なセンター運営を実現できるよう、経営戦略を作成及び運営していくことを支援する。特に、KECが有料サービスを提供して自己収入を得ることについて、エチオピア政府の承認を受ける必要があり、かかる手続きが長期化している状況にある。本事業により施設の運営を含めたビジネスプランを精緻化し、サービスの有料化と自律的なセンター運営を実現するための支援を行う。

(3) エチオピアで実施する他の JICA 事業との連携

本業務実施の中で、他の JICA 事業との連携を図る。「企業競争力強化のための包括的支援体制構築プロジェクト」（2021年～2026年）は、同じKECを実施機関とすることから、密に連携を行う。「持続的なBDS強化プロジェクト（2025年～2028年実施予定）」では、woreda²（行政区画）の One Stop Service Center（以下、「OSSC」。）及び各サブシティの産業開発局に配置されたMSMEsカウンセラーの養成のための研修を実施する予定であることから、TICAD産業人材育成センターの活用や、中規模以上の企業へのカイゼン・アプローチに係るコンサルティング等において連携を図る。

他にも同国では、観光政策の策定と実施に関する観光省の能力強化を目的とする「観光振興アドバイザー」を実施中（2023年～2026年）である。また、革新・技術省を実施機関としてスタートアップエコシステムの構築支援を行う「スタートアップエコシステム強化プロジェクト」を実施予定（2025年～2028年）である。観光、スタートアップ各領域に従事する人材へのカイゼン・アプローチ研修提供等、両事業と本業務の連携可能性を模索する。

(4) アフリカ・カイゼン・イニシアティブ（AKI）及びアフリカ地域で実施する他の JICA 事業との連携

JICAは2017年4月、AUDA-NEPADとAKIに関する合意文書（Letter of Agreement : LOA）に署名し、2027年までの共同イニシアティブとしてAKIを推進している。ま

² エチオピアの行政区画。アディスアベバ市は11のサブシティによって構成され、各サブシティは10程度のworedaによって構成されている。

た、JICAは2023年4月にAKIクラスター事業戦略を策定し、2030年までの目標等を定め、各国での技術協力プロジェクトを実施している。AKIの推進にあたっては、アフリカ側でのオーナーシップを重視し、カイゼン・アプローチの導入が比較的進んだ国や組織から、アフリカ域内の周辺国にカイゼン・アプローチを普及することとしており、そのための中核拠点（Center of Excellence; CoE）を設けることとしている。KECはCoEの一つとして、JICA及びAUDA-NEPADから認定された。今後のCoEの活動については、AKIの枠組みの中でCoEガイドラインを策定したり、どのような国に新規普及していくか等を検討したりしている。また、アフリカ地域（広域）「グローバル・カイゼン・ネットワーク推進にかかる情報収集・確認調査フェーズ2（2024年～2026年）」の活動の一環として、CoEの活動をサポートするプログラムを実施している。したがって、それらの活動と整合を図りつつ、連携を行う。

（5）産業人材育成のための研修等を行う機関（政府機関、地方産業局、開発パートナー、商工会議所、民間企業等）との連携

エチオピアの政府機関、地方産業局、他の開発パートナー、商工会議所、民間企業等、エチオピアで産業人材育成のための研修を行う各種機関とのコネクションを作り、研修実施にあたり同センターの活用を促す等、効果的な連携を検討する。

第4条 業務の内容

1. 共通業務

別紙3「共通業務内容」のとおり。

2. 本業務にかかる事項

（1）プロジェクトの活動に関する業務

① 成果1に関わる活動

- 工業省製造業開発機構（Manufacturing Industry Development Institute: MIDI）及びKECから、民間セクター開発、製造業を中心とした企業振興支援、カイゼン・アプローチ普及等に関する情報収集及びヒアリングを行い、またKEC職員（カイゼンコンサルタント）による企業への現地コンサルティングへの同行や研修への同席等を行い、関連政策及びその実施状況、KECのCoEとしての戦略や活動計画、産業人材育成機関としてのビジョン、活動状況、課題等を把握する。
- 長期専門家が事前に収集した情報も参考にしつつ、同センターが策定済み

の活用計画の内容の確認や、稼働率³・外注先の決定状況等を含む現状の運営状況を確認・分析し、課題を把握する。

- 長期専門家が情報収集や関係構築を行う、産業人材育成のための研修等を行う機関（政府機関、地方産業局、開発パートナー、商工会議所、民間企業等）に関する情報の把握を行い、それら機関のニーズを分析し、同センターの戦略策定に活用する。
- MIDI及びKECを対象として、CoE戦略や活動戦略の策定、及び同センターの産業人材育成機関としてのビジョン作りのためのワークショップを実施し、それらの策定を支援する。また、現在は同センターにて国内外で提供する研修やコンサルティングサービスを有料で提供することは認められていないが、有料のサービスを提供して自己収入を得る制度についてエチオピア政府の承認を得る手続きを進めており、かかる手続きが進捗するように施設の運営を含めたビジネスプランを精緻化することを支援し、自律的にセンター運営ができるよう支援する。
- 上記で策定した戦略、ビジョン、活動戦略、ビジネスプランを踏まえ、同センター活用計画の内容を見直し、必要に応じた改訂や、実行支援を行う。長期専門家が同センターの予約管理等のオペレーションの仕組作りやHP作成等を含む、日常的な運営の仕組作りを支援するため、そうした仕組やオペレーションを確認し、必要に応じて見直し等を支援する。仕組作りを行ったオペレーションについては、マニュアルを作成する。
- 上記の運営の仕組やオペレーション以外にも、同センターの運営に係る組織体制等についても分析・助言を行う。同センター運営に関し、組織的にPDCAを回し、自律的な運営が実現できるよう指導する。
- 長期専門家が、KECのアドミニ部門を主な対象として、効果的かつ持続的なセンター運営のオペレーションに関する研修および助言を行なうため、適宜サポートを行う。

② 成果2に関わる活動

- エチオピア国内で産業人材育成のための研修等を行う機関（政府機関、地方産業局、開発パートナー、商工会議所、民間企業等）に対し、KECによるカイゼン・アプローチの研修（企画・運営・管理等）実施が実際される際に、カイゼンコンサルタントの能力が不足する場合には、適宜能力強化を行う。なお、同国内向けの研修の実施はKECが自力で実施し、長期派遣専門

³ 想定される稼働率の計算方法や、目標値の設定方法について、現時点で考えられる方法をプロポーザルにおいて提案してください。

家が同研修実施のための支援を行う。

③ 成果3に関わる活動

- MIDI及びKECに対して、周辺国へのカイゼン・アプローチ普及に関する希望等のヒアリングを行う。また、KEC職員（カイゼンコンサルタント）による企業への現地コンサルティングへの同行や研修への同席等を行い、コンサルタントの能力レベルを把握する。
- AKIの全体方針や、各国の周辺国普及の活動状況も踏まえながら、アフリカ域内のJICAのカイゼン・BDS関連の技術協力プロジェクト実施中・実施済の国、及び未実施国における、カイゼン・アプローチ研修のニーズに関する調査・分析を行う。候補となる国・機関については、JICA及びKECと相談のうえ決定する。デスクトップ調査を行ってニーズ国の絞り込みを行い、ニーズ国（1～数か国）に渡航して実際のニーズや現地の体制等を確認、連携可能機関との関係構築を行う。⁴
- ニーズ国を対象とした、TICAD産業人材育成センターを活用したKECによるカイゼン・アプローチ支援人材育成研修及び民間企業等に対する啓発セミナーや研修等の準備、実施、評価を行う。以下は契約期間中に想定する研修の実施回数等であるが、予算の範囲内でできる限り多くの回数を実施する。

周辺国を対象にしたエチオピア国内での研修の想定規模は以下のとおり。

目的	カイゼン・アプローチに関する啓発、支援方法教授、または導入に向けた包括的な知識を習得する。
実施回数	約8回
対象者	ニーズ国のカイゼン・アプローチ支援人材または民間企業
参加者数	約15名/回
開催期間	約5日/回
実施場所	アディスアベバ市内（TICAD産業人材育成センター） ※同センターで実施の場合は会場代、参加者宿泊代共に本業務からの負担は不要
実施形態	対面（適宜、オンラインも併用する）

周辺国を対象にした、周辺国での研修の想定規模は以下のとおり。

⁴ 現時点で想定されるニーズ国の現地調査について、調査対象や調査工程等の調査実施方法について、プロポーザルにおいて提案してください。

目的	カイゼン・アプローチに関する啓発、支援方法教授、または導入に向けた包括的な知識を習得する。
実施回数	約4回
対象者	ニーズ国のカイゼン・アプローチ支援人材または民間企業
参加者数	約15名/回
開催期間	約5日/回
実施場所	ニーズ国のカイゼン実施機関や民間企業等（未定） ※会場や茶菓はニーズ国のカイゼン実施機関ないしJICAにて用意する想定につき、本業務からの負担は不要
実施形態	対面（適宜、オンラインも併用する）

- 上記の研修等を行う上でKECのカイゼンコンサルタントの実務能力が不足する場合に、適宜能力強化を行う。また、研修の準備、実施、評価に関してPDCAサイクルを回し、運営を改善し、自律的に運営できるように指導する。

（２）本邦研修・招へい

- 本業務では、本邦研修・招へいを想定していない。

（３）その他

① 収集情報・データの提供

- 業務のなかで収集・作成された調査データ（一次データ）、数値データ等について、発注者の要望に応じて、発注者が指定する方法（Webへのデータアップロード・直接入力・編集可能なファイル形式での提出等）で、適時提出する。
- 調査データの取得に当たっては、文献や実施機関への照会等を通じて、対象国の法令におけるデータの所有権及び利用権を調査する。調査の結果、発注者が当該データを所有あるいは利用することができるものについてのみ提出する。
- 位置情報の取得は、可能な限り行うが、本業務においては、追加的に位置情報を取得する必要はなく、必然的に位置情報が付されるデータを対象とする。位置情報が含まれるデータについては次の様式に従い発注者に提出する。
 - データ格納媒体：CD-R（CD-Rに格納できないデータについては提出方法を発注者と協議）

- 位置情報の含まれるデータ形式：KML もしくは GeoJSON 形式。ラスターデータに関しては GeoTIFF 形式。（Google Earth Engine を用いて解析を行った場合は、そのコードを業務完了報告書に合わせ提出）

② ベースライン調査

- 本業務では当該項目は適用しない。

③ インパクト評価の実施

- 本業務では当該項目は適用しない。

④ C/P のキャパシティアセスメント

- 本業務では当該項目は適用しない。

⑤ エンドライン調査

- 本業務では当該項目は適用しない。

⑥ 環境社会配慮に係る調査

- 本業務では当該項目は適用しない。

⑦ ジェンダー主流化に資する活動

- 本業務では以下の対応を行う。

- 関連するセクターの『JICA 事業におけるジェンダー主流化のための手引き』（特に「ジェンダーの視点に立った実施・モニタリング」）に則り、実施する。
- 具体的には、同センターでの研修受講や宿泊等に関し、性別に関わりなく利用しやすい状況となっているかを確認し、課題がある場合は対策（例えば男女の宿泊フロアを分ける等）を講じること等を想定する。

第5条 報告書等

1. 報告書等

- 業務の各段階において作成・提出する報告書等は以下のとおり。提出の際は、Word 又は PDF データも併せて提出する。
- 想定する数量は以下のとおり。なお、以下の数量（部数）は、発注者へ提出する部数であり、先方実施機関との協議等に必要な部数は別途受注者が用意する。

本業務で作成・提出する報告書等及び数量

報告書名	提出時期	言語	形態	部数
業務計画書	契約締結後10営業日以内	日本語	電子データ	—
ワーク・プラン	契約締結後1カ月以内	英語	電子データ	—
業務進捗報告書	2026年3月末 2026年9月末 2027年3月末	英語	電子データ	—
業務完了報告書	契約履行期限末日	日本語	製本	4部
			CD-R	2部
		英語	製本	10部
			CD-R	2部

- 業務完了報告書は、履行期限3ヶ月前を目途にドラフトを作成し、発注者の確認・修正を経て、最終化する。
- 本業務を通じて収集した資料およびデータは項目毎に整理し、収集資料リストを添付して、発注者に提出する。
- 受注者もしくはC/P等第三者が従来から著作権を有する等、著作権が発注者に譲渡されない著作物は、利用許諾の範囲を明確にする。

記載内容は以下のとおり。

(1) 業務計画書

共通仕様書第6条に記された内容を含めて作成する。

(2) ワーク・プラン

以下の項目を含む内容で作成する。

- ① 業務の概要（背景・経緯・目的）
- ② 業務実施の基本方針
- ③ 業務実施の具体的方法
- ④ 業務実施体制（JCCの体制等を含む）
- ⑤ 業務フローチャート
- ⑥ 詳細活動計画（WBS：Work Breakdown Structure等の活用）
- ⑦ 要員計画
- ⑧ 先方実施機関便宜供与事項
- ⑨ その他必要事項

(3) 業務完了報告書及び業務進捗報告書

- ① 業務の概要（背景・経緯・目的）
- ② 活動内容
- ③ 業務実施運営上の課題・工夫・教訓（業務実施方法、運営体制等）
- ④ 業務目標の達成度
- ⑤ 上位目標の達成に向けての提言（業務完了報告書の場合）もしくは次期活動計画（業務進捗報告書の場合）

添付資料（添付資料は作成言語のままでよい）

- （ア）業務フローチャート
- （イ）WBS等業務の進捗が確認できる資料
- （ウ）人員計画（最終版）
- （エ）研修・セミナー実施実績
- （オ）供与機材・携行機材実績（引渡リスト含む）
- （カ）会議事録等
- （キ）その他活動実績

2. 技術協力作成資料

本業務を通じて作成する以下の資料については、事前に相手国実施機関及び発注者に確認し、そのコメントを踏まえたうえで最終化し、当該資料完成時期に発注者に共有する。また、これら資料は、業務完了報告書にも添付する。

- （1）KECの戦略及び活動計画
- （2）予約管理やHP運営等のオペレーションマニュアル

3. コンサルタント業務従事月報

業務従事期間中の業務に関し、以下の内容を含む月次の報告を作成し、発注者に提出する。なお、先方と文書にて合意したものについても、適宜添付の上、発注者に報告する。

- （1）今月の進捗、来月の計画、当面の課題
- （2）今月の業務内容の合意事項、継続検討事項
- （3）詳細活動計画（WBS等の活用）
- （4）活動に関する写真

第6条 再委託

本業務では、再委託を想定していない⁵。

⁵ ただし、再委託による業務の遂行が不可欠と考える業務がある場合には、当該業務の内容・方法及び再委託によることが必要な理由を詳述し、協議する。

第7条 機材調達

本業務では、機材調達を想定していない。

第8条 「相談窓口」の設置

発注者、受注者との間で本特記仕様書に記載された業務内容や経費負担の範囲等について理解の相違があり発注者と受注者との協議では結論を得ることができない場合、発注者か受注者のいずれか一方、もしくは両者から、定められた方法により「相談窓口」に事態を通知し、助言を求めることができる。

案件概要表

経済開発部 民間セクター開発グループ第二チーム

1. 案件名 (国名)

国名：エチオピア連邦共和国（エチオピア）

案件名：カイゼン広域普及

Kaizen Regional Expansion

2. 事業の背景と必要性

(1) 当該国における民間セクター開発の現状・課題及び本事業の位置付け

エチオピア連邦共和国のGDPは1,637億USドル（世界銀行、2023年）であり、アフリカ諸国で五番目の規模を誇る。一方、GDP成長率は2004年から2017年まで10%前後で推移していたものの、近年は5-6%で推移している。同国は10カ年開発計画（「Ten Years Development Plan」（2021-2030））において、各セクターのGDP比を現状の農業等22%、産業35.9%、サービス42.1%とする目標を掲げているが、2023年時点ではそれぞれ35.8%、24.5%、37%（世界銀行、2023年）であり、産業の割合は未だ目標に届いていない。産業の中でも、とりわけ製造業は4%（世界銀行、2023年）しかなく、国内生産が乏しいため輸入に依存している。輸出においても、コーヒー、野菜、切り花等の農産品が輸出品目の上位を占めており（WITSデータ）、製造品のシェアは9%に留まっている（世界銀行、2023年）。そのため、製造業の振興は課題であり、同計画のもとで製造量や生産性の向上、食品・衣料品・建築資材・医薬品等の国内・輸出向け製造、輸出品の種類・数量・品質の向上、国内製造業のバリューチェーン構築、投資誘致等が目指されている。

2020年3月に発表された「A Homegrown Economic Reform Agenda: A Pathway to Prosperity」（HGER2.0）においても、民間セクター主導の経済形態への転換に取り組むことにより、経済の強靱化や雇用創出が推し進められている。さらに、2022年5月に「全国工業運動（Ethiopia Tamirt）」を開始し、産業の稼働率を高め、新規FDIを呼び込み、輸入代替と輸出振興を目指すことで、製造業の持続的発展と競争力強化を目指している。エチオピア政府は、カイゼンを品質及び生産性向上のツールとして位置づけており、工業省製造業開発機構（Manufacturing Industry Development Institute。以下、「MIDI」という。）傘下のカイゼン・エクセレンス・センター（Kaizen Excellence Center。以下、「KEC」という。）を中心に、カイゼンコンサルタントの育成及び企業の指導に取り組んできた。2009年から開始したJICAによる調査及び技術協力プロジェクト（「品質・生産性向上計画調査」（2009年10月～2011年6月、フェーズ1）、「品質・生産性向上（カイゼン）普及能力開発プロジェクト」（2011年11月～2014年11月、フェーズ2）、「品質・生産性向上、競争力強化のためのカイゼン実施促進能力向上プロジェクト」（2015年6月～2020年6月、フェーズ3）、「エチオピア国企業競争力強化のための包括的支援体制構築プロジェクト」（2021年3月～2026年2月、フェーズ4））を通じて、累計で177名のコンサルタント育成、1,500社以上へのカイゼン導入、カイゼン導入に起因した約50億ブルの追加的収入向上に貢献している。また、JICAはTICAD産業人材育成センター建設計画においてTICAD産業人材育成センター（以下、「同センター」という。）を建設し、2023年8月にKECに引き渡しを行った。

しかし、KECでは2021年12月から2024年12月までの3年間で40名のコンサルタントが退職するなど、職員の離職が相次いでいることや、2020年に発生した北部地域での紛

争、高インフレ等により、カイゼン・アプローチ普及のCenter of Excellence（普及中核拠点。以下、「CoE」という。）としての体制強化および活動が困難な状況となっている。また、有償での利用に係る政府の承認が得られていないこと等から、稼働率が未だ十分ではない。このような背景の下、産業人材育成のための研修等を行う機関（政府機関、地方産業局、開発パートナー、商工会議所、民間企業等）と連携することによってKECを「アフリカ・カイゼン・イニシアティブ（Africa Kaizen Initiative。以下、「AKI」という。）⁶」のCoEとして国内外の産業人材育成のハブとして機能させるため、我が国に対してカイゼン広域普及専門家の派遣が要請され、採択された。

なお、北部地域での紛争の影響地域の人材に研修への参加を促す等により、紛争からの復興への貢献も追求する。

（2）当該セクターに対する我が国及びJICAの協力方針等と本事業の位置づけ、課題別事業戦略における本事業の位置づけ

対エチオピア国別開発協力方針（2017年4月）において、重点分野の開発目標の一つとして「産業振興」を掲げており、「カイゼンを主要な手法とした形で、行政・産業界における人材育成を推進する」ことが明記されている。

また、JICA国別分析ペーパー（2025年3月。以下、「JCAP」という。）においても、「産業振興・多角化」のための取組の一つとして「カイゼン」が挙げられている。国内及び周辺国への「カイゼン」普及及びアフリカ産業化への支援の拠点機能強化を進め、広域への貢献を志向する旨が記載されており、本事業はこれら方針に合致する。JICAの課題別事業戦略である「グローバル・アジェンダ」の「4. 民間セクター開発」における、「AKI」クラスター事業戦略にも合致する。さらに、持続可能な開発目標（SDGs）のゴール8「包摂的で持続可能な経済成長とディーセント・ワーク」及びゴール9「強靱なインフラの構築、包摂的で持続可能な工業化の促進とイノベーションの育成」の達成にも寄与する。

カイゼン関連では、「企業競争力強化のための包括的支援体制構築プロジェクト」（2021年4月～2026年4月）において、KECをカウンターパートとした技術協力事業プロジェクトを実施中である。カイゼンをはじめとする包括的コンサルティングサービスが企業に普及することを目的に、首都アディスアベバを中心に包括的カイゼン活動のデリバリーメカニズムの構築、企業指導サポート、コンサルタント育成、KECのCoEとしての能力強化を行っている。また、シダマ州ハワサにて企業指導に取り組んでいる他、ジブチ及びガーナの各国関連機関の要望に応じ、カイゼンのコンサルテーション及び研修を実施した。しかし、多くの活動は企業の集積するアディスアベバで実施されており、地方およびアフリカ域内への展開は限定的である。同案件の対象地域と重複させず、補完的にカイゼンを国内外に普及することを想定している。

その他、草の根技術協力事業「中小企業労働者の能力強化に向けた技能評価に基づく訓練導入プロジェクト」（名古屋大学、2020年12月～2023年12月）では、KECをカウンターパートとし、繊維工場の労働者（女性）に対しソフトスキル研修を実施するとともに、KECの同研修実施能力強化を行った。同研修は現在もカイゼン研修と組み合わせられて提供されており、今後もKECでの活用を想定する。

また、「東アフリカ広域スタートアップエコシステム強化プロジェクト」及び「持

⁶ AKIは、アフリカ連合開発庁（AUDA-NEPAD）とJICAが取り交わした2017年からの10年間の覚書に基づき、下記5つの取り組みを進めるもの。1) 政策レベルでの啓発、2) センター・オブ・エクセレンス（普及拠点）の整備、3) カイゼン活動の標準化、4) ネットワーク化の推進、5) アフリカ工業化とアフリカ大陸自由貿易圏目標に向けた官民セクターの能力強化

続的なBDS強化プロジェクト」が開始予定であり、連携方法について模索する。周辺国での研修実施に際しては、周辺国で実施中または実施予定の技術協力プロジェクト等との連携を行う（実施中プロジェクトの例：タンザニア「ビジネス開発サービス（BDS）と品質・生産性向上（カイゼン）を通じた企業強化プロジェクト」、ガーナ「カイゼンを用いた企業振興プロジェクト」、エジプト「ビジネス開発サービスの強化を通じた中小零細企業競争力向上プロジェクト」）。

なお、アディスアベバのマリージョイディベロップメントアソシエーション（MJDA）に派遣されているJICA海外協力隊（職種：コンピュータ技術）とは、KECのIT担当者とともにKECのWebページ作成、KEC職員のIT基礎力強化などでの連携を行うことについて調整中である。

（3）他の援助機関の対応

国際労働機関（ILO）：2020年からKECをカウンターパートとし、「Enhancing Small and Medium Enterprises problem solving capability and competitiveness through implementation of integrated approach of SCORE Methodologies and Kaizen Techniques」を実施している。同案件では、様々なセクターの中小企業20社を対象とし、ビジネスの持続性や競争力の強化に取り組んでいる。2024年12月に事業は終了したが、フォローアップ案件が検討されている。Sustaining Competitive and Responsible Enterprises（SCORE）事業を実施予定であり、労働環境の改善やディーセント・ワーク推進の内容を含む。

3. 事業概要

（1）プロジェクトサイト／対象地域名

エチオピア／アディスアベバ、地方主要都市、周辺国

なお、本事業の活動地域に、外務省海外安全情報において危険情報がレベル2以上の地、またはJICA安全対策措置が安全管理部長承認及び渡航禁止の地域は含まれない。研修参加者をアディスアベバに呼び寄せる場合、安全管理部長承認以下の地域からとし、それ以外から呼び寄せる場合、安全管理は先方責任として合意する。

（2）事業実施期間

2025年11月～2027年10月を予定（計24カ月）

（3）事業実施体制

- ・工業省製造業開発機構（Manufacturing Industry Development Institute：MIDI）
- ・カイゼン・エクセレンス・センター（Kaizen Excellence Center：KEC）

4. 事業の枠組み

（1）上位目標

KECを通じて産業人材が育成され、エチオピア及び周辺国でカイゼン・アプローチの普及企業が増え、対象企業の企業競争力が向上する。

（2）プロジェクト目標

KECのCoEとしての戦略策定および体制強化がなされ、産業人材育成のための研修等

を行う機関との連携のもと、エチオピア及び周辺国における産業人材の研修ハブ等としてのKECの機能が強化される。

(3) 成果

- 成果1) KECのCoEとしての戦略や、産業人材育成のための研修等を行う機関との連携を含むTICAD産業人材育成センターの活用方針が策定・運用される。
- 成果2) エチオピア国内で、TICAD産業人材育成センターを活用しながら、KECからカイゼン・アプローチが普及する。(国内)
- 成果3) 周辺国のカイゼン・BDS提供機関においてカイゼン指導人材が育成される、またはKECから周辺国の企業等に直接カイゼン・アプローチが普及する。(海外)

(4) 主な活動

- 活動1-1 MIDI及びKECを対象とした、CoE戦略の策定、及び同センターの産業人材育成機関(ものづくりハブ、インキュベーション、R&Dセンター、公設試験場、標準化のための機関等の追加的機能の検討も含む)としてのビジョン作りのためのワークショップを実施し、CoE戦略やビジョン策定を支援する。
- 活動1-2 活動1-1で策定した戦略やビジョンを踏まえ、同センター活用計画のレビュー及び必要に応じた改訂、フォローアップ(センターの予約管理等のオペレーションの仕組み作りやHP作成等を含む)を支援する。
- 活動1-3 KECのアドミニ部門を主な対象として、効果的かつ持続的なセンター運営のオペレーションに関する研修および助言を行なう。

- 活動2-1 エチオピア国内におけるカイゼン導入・実施の状況、地方産業局等によるカイゼン支援や産業人材育成の状況確認を支援する。
- 活動2-2 産業人材育成のための研修等を行う機関を特定し、関係を構築、同センターの活用やKECによるカイゼン・アプローチの研修についての提案・広報を行う。
- 活動2-3 活動2-2で特定された機関に対し、同センター及び地方でのKECによるカイゼン・アプローチの研修企画・運営・管理等を行い、研修実施を支援する。

- 活動3-1 アフリカ域内のJICAのカイゼン・BDS関連の技術協力プロジェクト実施中・実施済の国、及び未実施国におけるカイゼン・アプローチ研修のニーズについて、調査・分析を支援する。
- 活動3-2 活動3-1でニーズがあると判断した国の中で、連携可能な機関の特定、及び関係構築を支援する。
- 活動3-3 活動3-2で関係を構築した機関に対して、その国への訪問及び同センターを活用しながら、カイゼン・アプローチ支援人材育成研修の実施、及び民間企業等に対する啓発セミナーやパイロット指導等の実施を支援する。

以上

共通留意事項

1. 必須項目

(1) C/P のオーナーシップの確保、持続可能性の確保

- 受注者は、オーナーシップの確立を十分に配慮し、C/P との協働作業を通じて、C/P がオーナーシップを持って、主体的にプロジェクト活動を実施し、C/P 自らがプロジェクトを管理・進捗させるよう工夫する。
- 受注者は、事業終了後の上位目標の達成や持続可能性の確保に向けて、上記 C/P のオーナーシップの確保と併せて、マネジメント体制の強化、人材育成、予算確保等実施体制の整備・強化を図る。

(2) 協力事業の柔軟性の確保

- 技術協力事業では、相手国実施機関等の職員のパフォーマンスや事業を取り巻く環境の変化によって、事業活動を柔軟に変更することが必要となる。受注者は、事業全体の進捗、成果の発現状況を把握し、開発効果の最大化を念頭に置き、事業の方向性について発注者に提言する。必要に応じて事業の基本計画（ワークプラン）の変更等。変更にあたっては、受注者は案を作成し発注者に提案する）。
- 発注者は、これら提言について、遅滞なく検討し、必要な対応を行う事業の基本計画（ワークプラン）の変更に関する相手国実施機関との協議・確認や本業務実施契約の契約変更等）。なお、事業の基本計画の変更を要する場合は、受注者変更のためのミニッツ（案）及びその添付文書をドラフトする。

(3) 開発途上国、日本、国際社会への広報

- 発注者の事業は、国際協力の促進並びに我が国及び国際経済社会の健全な発展に資することを目的としている。このため、事業の意義、活動内容とその成果を相手国の政府関係者・国民、日本国民、他ドナー関係者等に正しくかつ広く理解してもらえよう、発注者と連携して、各種会合等における発信をはじめ工夫して効果的な広報活動に務める。

(4) 他機関/他事業との連携、開発インパクトの最大化の追求

- 発注者及び他機関の対象地域／国あるいは対象分野での関連事業（実施中のみならず実施済みの過去のプロジェクトや各種調査・研究等も含む）との連携を図り、開発効果の最大化を図る。

- 日本や国際的なリソース（政府機関、国際機関、民間等）との連携・巻き込みを検討し、開発インパクトの最大化を図る。

（５）根拠ある評価の実施

- 事業の成果検証・モニタリング及び事業で試行する介入活動の効果検証にあたっては、定量的な指標を用いて評価を行う等、根拠（エビデンス）に基づく結果提示ができるよう留意する。

2. 選択項目

他の専門家との協働

- 発注者は、本契約とは別に、長期専門家を派遣予定である。受注者は、これら専門家と連携し、事業の目標の達成を図ることとする。ワーク・プラン、業務進捗報告書、業務完了報告書の作成に際しては、上記専門家と協働して作成する。
- 同専門家との役割分担は、第4条「2. 本業務にかかる事項」を、同専門家の活動内容は、別添「（参考）別途派遣する専門家の業務内容」をそれぞれ参照する。同専門家の活動に係る費用は発注者が別途手配する。
- 発注者は受注者の求めに応じ、同専門家への役割分担の理解を促進する。

共通業務内容

1. 業務計画書およびワーク・プランの作成／改定

- 受注者は、ワーク・プランを作成し、その内容について発注者の承認を得た上で、現地業務開始時に相手国政府関係機関に内容を説明・協議し、事業の基本方針、方法、業務工程等について合意を得る。
- なお、業務を期分けする場合には第2期以降、受注者は、期初にワーク・プランを改訂して発注者に提出する。

2. 事業のモニタリング及びモニタリングための報告書作成

- 受注者は、事業の進捗をモニタリングするため、定期的にC/Pと運営のための打ち合わせを行う。
- 受注者は、発注者及びC/Pとともに事前に定めた頻度で（1年に1回以上とする）発注者所定のモニタリングのための報告書をC/Pと共同で作成し、発注者に提出する。モニタリング結果を基に、必要に応じて、事業の計画の変更案を提案する。
- 受注者は、上述の報告書の提出に関わらず、事業の進捗上の課題がある場合には、発注者に適宜報告・相談する。
- 受注者は、事業の成果や事業の目標達成状況をモニタリング、評価するための指標、及び具体的な指標データの入手手段を確認し、C/Pと成果指標のモニタリング体制を整える。

3. 広報活動

- 受注者は、発注者ウェブサイトへの活動記事の掲載や、相手国での政府会合やドナー会合、国際的な会合の場を利用した事業の活動・成果の発信等、積極的に取り組む。
- 受注者は、各種広報媒体で使用できるよう、活動に関連する写真・映像（映像は必要に応じて）を撮影し、簡単なキャプションをつけて発注者に提出する。

4. 業務完了報告書／業務進捗報告書の作成

- 受注者は、事業の活動結果、事業の目標の達成度、上位目標の達成に向けた提言等を含めた業務完了報告書を作成し、発注者に提出する。
- 業務実施契約を期分けする場合には、契約毎に契約期間中の事業の活動結果、事業の目標の達成度、次期活動計画等を含めた業務進捗報告書を作成し発注者に提出する。
- 上記報告書の作成にあたっては、受注者は報告書案を発注者に事前に提出し承認を得た上で、相手国関係機関に説明し合意を得た後、最終版を発注者に提出する。

(参考) 別途派遣する専門家の業務内容

< 指導科目 >

民間セクター開発

<派遣の目的>

KECのCoEとしての戦略策定および体制強化がなされ、産業人材育成のための研修等を行う機関との連携のもと、エチオピア及び周辺国における産業人材の研修ハブ等としてのKECの機能が強化される。

<活動内容>

①センター運営改善補助業務

- ・ CoE戦略策定及び研修センター運営能力強化分野を担当する短期専門家を支援し、工業省製造業開発機構 (Manufacturing Industry Development Institute : MIDI) 及びKECを対象とした、CoE戦略や活動計画の策定、及び同センターの産業人材育成機関としての活動計画の策定を補助する。
- ・ 上記で策定した同センターの戦略や計画を踏まえ、同短期専門家と連携して同センター活用計画をレビューし必要に応じて改訂を支援する。
- ・ 同センター活用計画の実施を支援し、センターの活用を促進する仕組み作りや、ツール作りを支援する (予約管理の制度づくり、WEBサイトの予約ツール整備など)。
- ・ KECのアドミニ部門を主な対象として、効果的かつ持続的なセンター運営のオペレーションに関する研修および助言を行う。

②国内向け研修支援業務

- ・ エチオピア国内におけるカイゼン導入・実施の状況、地方産業局等によるカイゼン支援や産業人材育成の状況確認を支援する。
- ・ エチオピア国内で産業人材育成のための研修等を行う機関 (政府機関、地方産業局、開発パートナー、商工会議所、民間企業等) を特定し、連携関係を構築し、TICAD産業人材育成センターを活用したカイゼン・アプローチの研修の形成を支援する。
- ・ 上記で関心をもった機関に対し、同センターのKECによるカイゼン・アプローチの研修企画・運営・管理等研修実施を支援する。

③海外向け研修支援業務

- ・ 周辺国へのカイゼン・アプローチ普及分野を担当する短期専門家を支援し、アフリカ域内のJICAのカイゼン・BDS関連の技術協力プロジェクト実施中・実施済の国、及び未実施国における、カイゼン・アプローチ研修のニーズに関する調査・分析を補助する。
- ・ 上記調査から特定されたニーズ国の連携可能機関の関係構築を補助する。
- ・ ニーズ国を対象とした、TICAD産業人材育成センターを活用したカイゼン・アプローチ支援人材育成研修及び民間企業等に対する啓発セミナーやパイロット指導等の準備、実施、評価を支援する。

④調整業務

- ・ 活動計画（在外事業強化費執行計画等）の作成及び進捗状況の管理を行う。
- ・ 本事業の円滑な実施に支障が生じた場合、関係機関、研究代表者と連携し、その解決にあたる。
- ・ 日本人専門家の活動に伴う公金管理、物品管理、事務・会計・庶務を取りまとめ、その計画的な執行を図る。
- ・ 各種の広報活動を通して本事業を積極的に宣伝する。
- ・ 相手国、JICA、日本人専門家間の連絡・調整役として、JICA事務所等と協議をしつつ活動の効率化を図る。
- ・ 活動計画の進行に支障となる事項に常時注意を払い、問題が生じた場合には、相手国、日本大使館、JICA事務所等について十分に協議し、その打開策を見つけ出すとともにその解決の促進を図る。
- ・ 本事業に関連するJICAや他の開発パートナー等のプロジェクト等の進捗を注視し、必要な情報を適時に短期専門家やJICA本部/JICAエチオピア事務所に報告のうえ、適宜、連携が図れるように調整する。

※現時点での案であり、今後変更される可能性があります。

<期待される成果>

本事業では、上記目的を達成するため、以下の三つの成果を設定している。

- 成果 1) KEGのCoEとしての戦略が策定され、産業人材育成のための研修機関との連携を含むTICAD産業人材育成センターの活用計画が策定、実施され、同センターの運営能力が強化される。

成果 2) エチオピア国内において、KECと産業人材育成のための研修期間との連携が構築され、TICAD産業人材育成センターの活用が促進され、カイゼン・アプローチが普及する。(国内)

成果 3) 周辺国において、カイゼン・BDS提供機関の指導人材や企業等にカイゼン・アプローチが普及する。(海外)

本専門家は、本業務の上記の成果のうち、以下の成果を担当する。

成果 1) TICAD産業人材育成センターの施設運営・管理の仕組が整備され、センターの活用が促進される。

成果 2) エチオピア国内において、産業人材育成のための研修等を行う機関とKECの連携が構築され、TICAD産業人材育成センターの活用が促進される。

成果 3) 周辺国のカイゼン・BDS提供機関の指導人材や対象国の企業等に対するエチオピアでの研修が形成され、TICAD産業人材育成センターの活用が促進される。

第3章 プロポーザル作成に係る留意事項

1. プロポーザルに記載されるべき事項

プロポーザルの作成に当たっては、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の内容を十分確認の上、指定された様式を用いて作成して下さい。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>)

(1) コンサルタント等の法人としての経験、能力

1) 類似業務の経験

類似業務：研修センター、宿泊施設等の経営・運営管理、またはそれら企業等に対する経営コンサルティング（戦略策定や運営改善等）、及び、カイゼン・アプローチ（品質生産性向上や、ビジネス・ディベロップメント・サービス）に係る各種業務

2) 業務実施上のバックアップ体制等

(2) 業務の実施方針等

1) 業務実施の基本方針

2) 業務実施の方法

* 1) 及び2) を併せた記載分量は、15 ページ以下としてください。

3) 作業計画

4) 要員計画

5) 業務従事予定者ごとの分担業務内容

6) 現地業務に必要な資機材

7) その他

(3) 業務従事予定者の経験、能力

1) 評価対象業務従事者の経歴

プロポーザル評価配点表の「3. 業務従事予定者の経験・能力」において評価対象となる業務従事者の担当専門分野は以下のとおりです。評価対象業務従事者にかかる履歴書と担当専門分野に関連する経験を記載願います。

・評価対象とする業務従事者の担当専門分野

➤ 業務主任者／〇〇

※ 業務主任者が担う担当専門分野を提案してください。

2) 業務経験分野等

評価対象業務従事者を評価するに当たっての格付けの目安、業務経験地域、

及び語学の種類は以下のとおりです。

【業務主任者（業務主任者／〇〇）格付の目安（2号）】

- ① 対象国及び類似地域：エチオピア国及び全途上国
- ② 語学能力：英語

※ なお、類似業務経験は、業務の分野（内容）との関連性・類似性のある業務経験を評価します。

2. 業務実施上の条件

（1）業務工程

業務は2025年11月中旬～2027年10月下旬にかけて実施する。

（2）業務量目途と業務従事者構成案

1) 業務量の目途 約 15.44 人月

業務従事者構成の検討に当たっては要請書に記載されている専門家の専門分野に留意すること。

2) 渡航回数を目途 延べ16回

なお、上記回数は目途であり、回数を超える提案を妨げるものではありません。

（3）配付資料／公開資料等

1) 配付資料

- エチオピア国 企業競争力強化のための包括的支援体制構築プロジェクト 要請書
- エチオピア国 企業競争力強化のための包括的支援体制構築プロジェクト 討議議事録（R/D）
- エチオピア国 企業競争力強化のための包括的支援体制構築プロジェクト モニタリングシート Ver.8 一式
- エチオピア国 企業競争力強化のための包括的支援体制構築プロジェクト 第4回 JCC 説明資料（2025年4月22日開催）
- エチオピア国 企業競争力強化のための包括的支援体制構築プロジェクト 第二期 業務進捗報告書（その4）和文ドラフト

2) 公開資料

- エチオピア国 品質・生産性向上計画調査（フェーズ1）最終報告書
https://openjicareport.jica.go.jp/pdf/12037941_01.pdf（本文）
https://openjicareport.jica.go.jp/pdf/12037941_02.pdf（付属資料1）

- https://openjicareport.jica.go.jp/pdf/12037941_03.pdf (付属資料2)
- https://openjicareport.jica.go.jp/pdf/12037941_04.pdf (付属資料3)
- エチオピア国 品質・生産性向上(カイゼン)普及能力開発プロジェクト(2011年11月~2014年11月、フェーズ2)事業完了報告書
- https://openjicareport.jica.go.jp/pdf/12183695_01.pdf
- https://openjicareport.jica.go.jp/pdf/12183695_02.pdf
- エチオピア国 品質・生産性向上、競争力強化のためのカイゼン実施促進能力向上プロジェクト(2015年6月~2020年6月、フェーズ3)業務完了報告書
- <https://openjicareport.jica.go.jp/pdf/12358362.pdf> (本文)
- <https://openjicareport.jica.go.jp/pdf/12358370.pdf> (別冊1)
- <https://openjicareport.jica.go.jp/pdf/12358388.pdf> (別冊2)
- エチオピア国 TICAD産業人材育成センター建設計画 準備調査報告書
- https://libopac.jica.go.jp/images/report/12300562_01.pdf (本文・付属資料)
- https://libopac.jica.go.jp/images/report/12300562_02.pdf (付属資料)
- AKIクラスター事業戦略
- https://www.jica.go.jp/activities/issues/private_sec/_icsFiles/afieldfile/2023/07/19/aki_strategy.pdf

(4) 対象国の便宜供与

概要は、以下のとおりです。

	便宜供与内容	
1	カウンターパートの配置	有
2	通訳の配置(*語⇔*語)	無
3	執務スペース	有
4	家具(机・椅子・棚等)	有
5	事務機器(コピー機等)	無
6	Wi-Fi	有

(5) 安全管理

- 1) 現地業務期間中は安全管理に十分留意してください。現地の治安状況については、JICA エチオピア事務所などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地業務の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十

分に行うこととします。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取る様に留意することとします。また現地業務中における安全管理体制をプロポーザルに記載してください。また、契約締結後は海外渡航管理システムに渡航予定情報の入力をお願いします。詳細はこちらを参照ください。

<https://www.jica.go.jp/about/announce/information/common/2023/20240308.html>

- 2) 現時点では、アディスアベバ市での活動が中心と想定していますが、今後の安全状況の改善次第では出張等で市外を訪問する可能性があります。また、周辺国への出張の際には、各国の安全対策措置に従っていただきます。

3. プレゼンテーションの実施

本案件については、プレゼンテーションを実施しません。

4. 見積書作成にかかる留意事項

本件業務を実施するのに必要な経費の見積書（内訳書を含む。）の作成に当たっては、「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン」最新版を参照してください。

（URL：<https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>）

（1）上限額について

本案件における上限額は以下のとおりです。上限額を超えた見積りが提出された場合、同提案・見積りは企画競争説明書記載の条件を満たさないものとして選考対象外としますので、この金額を超える提案の内容については、プロポーザルには記載せず、別提案・別見積りとしてプロポーザル提出時に別途提出してください。

別提案・別見積りは技術評価・価格競争の対象外とし、契約交渉時に契約に含める可否かを協議します。また、業務の一部が上限額を超過する場合は、以下の通りとします。

- ① 超過分が切り出し可能な場合：超過分のみを別提案・別見積りとして提案します。
- ② 超過分が切り出し可能ではない場合：当該業務を上限額の範囲内の提案内容とし、別提案として当該業務の代替案も併せて提出します。

（例）セミナー実施について、オンライン開催（上限額内）のA案と対面開催（上限超過）のB案がある場合、プロポーザルでは上限額内のA案を記載、本見積りにはA案の経費を計上します。B案については、A案の代替案として別途提案することを

プロポーザルに記載の上、別見積となる経費（B案の経費）とともに別途提出します。

【上限額】

88,260,000円（税抜）

※ 上記の金額は、下記（3）別見積としている項目、及び（4）定額計上としている項目を含みません（プロポーザル提出時の見積には含めないでください）。

※ 本見積が上限額を超えた場合は失格となります。

（2）別見積について（評価対象外）

以下の費目については、見積書とは別に見積金額を提示してください。下記のどれに該当する経費積算が明確にわかるように記載ください。下記に該当しない経費や下記のどれに該当するのかの説明がない経費については、別見積として認めず、自社負担とします。

- 1) 直接経費のうち障害のある業務従事者に係る経費に分類されるもの
- 2) 上限額を超える別提案に関する経費
- 3) 定額計上指示された業務につき、定額を超える別提案をする場合の当該提案に関する経費

（3）定額計上について（該当する口にチェック）

- 本案件は定額計上はありません。

（4）見積価格について

各費目にて合計額（税抜き）で計上してください。

（千円未満切捨て不要）

（5）旅費（航空賃）について

効率的かつ経済的な経路、航空会社を選択いただき、航空賃を計上してください。

払戻不可・日程変更不可等の条件が厳しい正規割引運賃を含め最も経済的と考えられる航空賃、及びやむを得ない理由によりキャンセルする場合の買替対応や変更手数料の費用（買替対応費用）を加算することが可能です。買替対応費用を加算する場合、加算率は航空賃の10%としてください（首都が紛争影響地域に指定されている紛争影響国を除く）。

（6）機材について

業務実施上必要な機材がある場合、原則として、機材費に計上してください。競争参加者が所有する機材を使用する場合は、機材損料・借料に計上してください。

(7) 外貨交換レートについて

JICAウェブサイトより公示月の各国レートを使用して見積もってください。

(URL:https://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/rate.html)

(8) 長期派遣専門家の活動費にて支出予定の経費について

以下については、本契約による業務従事者が使用する分も含めて、長期派遣専門家の在外事業強化費等で支出予定のため、本業務の見積には含めないでください。

- 車両（ミニバン）1台、及び車両関連費用
- プリンター1台
- ラップトップ5台
- センター管理（コンサルタント）1名
- プロジェクトアシスタント1名
- ドライバー1名
- 事務用品費
- 印刷費
- 翻訳費
- 雑費
- 研修開催費
- 広報費
- 通信費（プロジェクト事務所で使用する携帯電話、wifi等）

別紙：プロポーザル評価配点表

プロポーザル評価配点表

評価項目	配点	
1. コンサルタント等の法人としての経験・能力	(10)	
(1) 類似業務の経験	6	
(2) 業務実施上のバックアップ体制等	(4)	
ア) 各種支援体制 (本邦/現地)	3	
イ) ワークライフバランス認定	1	
2. 業務の実施方針等	(70)	
(1) 業務実施の基本方針、業務実施の方法	60	
(2) 要員計画/作業計画等	(10)	
ア) 要員計画	5	
イ) 作業計画	5	
3. 業務従事予定者の経験・能力	(20)	
(1) 業務主任者の経験・能力/業務管理グループの評価	業務主任者のみ	業務管理グループ/体制
1) 業務主任者の経験・能力: <u>業務主任者/〇〇</u>	(20)	(8)
ア) 類似業務等の経験	10	4
イ) 業務主任者等としての経験	4	2
ウ) 語学力	4	1
エ) その他学位、資格等	2	1
2) 副業務主任者の経験・能力: <u>副業務主任者/〇〇</u>	(-)	(8)
ア) 類似業務等の経験	-	4
イ) 業務主任者等としての経験	-	2
ウ) 語学力	-	1
エ) その他学位、資格等	-	1
3) 業務管理体制	(-)	(4)